

ワーキンググループ設置の経緯

1 准看護師養成のあり方の検討の必要性

- ・厚生労働省の「准看護婦問題調査検討会報告（1996）」では、21世紀初頭の早い段階を目途に看護師養成制度の統合を提言
- ・平成30年度、都では、数十年ぶりに准看護師養成所の新規開設に向けた相談あり。
- ・今後、需給推計に基づく看護人材確保対策を進める上でも、准看護師養成のあり方に関する検討が必要
- ・厚生労働省の「看護基礎教育検討会報告書（令和元年10月）」を受け、令和4年（2022）年度から新カリキュラムが適用される。

2 ワーキンググループの設置の経緯

《東京都看護人材確保対策会議（平成31年2月19日）において検討》

・需給推計とカリキュラム改定の議論を踏まえながら、准看護師養成の必要性や養成所の支援のあり方、新規指定時の判断基準などについて、専門家を加えて集中的な検討を行う必要がある。

・①新カリキュラム適用までの期間が2年しかないこと、②新旧カリキュラムの二重基準で審査せざるを得ないこと、③将来に向けたあり方の議論に矛盾を来す可能性が高いことが問題となることから、新カリキュラム適用まで、准看護師養成所の新規指定は行わない。

《東京都地域医療対策協議会看護人材部会《（令和元年7月24日、令和元年9月20日）において検討》

・令和2年度末には、令和4年（2022年）からの新カリキュラムに対応した准看護師養成校新規指定の設置計画の提出が想定される。設置計画の段階で需給上の必要性や計画の成熟度等を審査できるようにするため、令和2年秋ごろまでに、需給推計や東京都保健医療計画等を踏まえた具体的な審査基準を作成する必要がある。

・短期間に効果的、効率的な検討を行うため、少人数の、准看護師養成に詳しい委員によるワーキンググループを設置する。

・准看護師養成に係る実態を把握するため、現場の関係者からのヒアリングも行う。

・設置の時期は、看護基礎教育検討会報告書策定後とする。